

第1章 総則

(目的)

第1条 桐蔭横浜大学大学院（以下「大学院」という。）は、桐蔭横浜大学の建学の精神に基づき、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて、文化の進展に寄与することを目的とする。

(自己点検及び評価)

第2条 大学院は、その教育研究水準の向上を図り、大学院の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究の状況について自己点検及び評価を行い、その結果を公表する。

2 前項の自己点検及び評価の結果については、大学院以外の機関（者）による検証を行うものとする。

3 自己点検及び評価に関する必要な事項は、別に定める。

(研究科及び課程)

第3条 大学院に次の研究科を設け、修士課程及び博士後期課程を置く。

法学研究科

修士課程

博士後期課程

工学研究科

修士課程

博士後期課程

スポーツ科学研究科

修士課程

2 (削除)

3 (削除)

4 (削除)

(修士課程)

第4条 修士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を養うものとする。

(修士課程の教育研究上の目的)

第5条 法学研究科修士課程は、法に通暁した高度専門職業人を養成するとともに、高度に国際化した法の現状に対応しうる能力を養成し、加えて一層高度な研究に堪えうる能力及び知見を養成するものとする。

2 工学研究科修士課程は、工学に関する専門領域の知識を身に付け、研究並びに実験を通じて新規の理論と技術を提案し、国際的な研究発表活動にも対応できる能力を有する研究者を養成するものとする。

3 スポーツ科学研究科修士課程は、学際的な学術領域としてのスポーツ科学を体系的に修得し、その成果を高度専門的職業人として、社会の発展に貢献できる人材を養成するものとする。

(博士後期課程)

第6条 博士後期課程は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。

(博士後期課程の教育研究上の目的)

第7条 法学研究科博士後期課程は、法律学に関する専門的な研究職及び高度な法律専門職等を志望する者を養成するものとする。

2 工学研究科博士後期課程は、工学に関する専門領域の研究並びに実験に精通しながら独自の論理と技術を構築し、専門分野とその周辺の工学分野に高度な知識を有しながら、国際的、学際的な研究活動も推進する能力を持つ研究者を養成するものとする。

(専攻)

第8条 研究科に次の専攻を置く。

法学研究科

修士課程 法律学専攻

博士後期課程 法律学専攻

工学研究科

修士課程 医用工学専攻

博士後期課程 医用工学専攻

スポーツ科学研究科

修士課程 スポーツ科学専攻

(入学定員及び収容定員)

第9条 研究科の専攻別、入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

(修業年限及び在学年限)

第10条 修士課程の修業年限は、2年とする。ただし、優れた業績を上げた者については、修業年限を1年として、学長がこれを決定することができる。

2 修士課程には4年を超えて在学することはできない。

3 博士後期課程の修業年限は、3年とする。ただし、優れた研究業績を上げたと認められる者について

研 究 科	専 攻	修 士 課 程		博 士 後 期 課 程		合 計
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	収容定員
法 学 研 究 科	法 律 学 専 攻	10	20	2	6	26
工 学 研 究 科	医 用 工 学 専 攻	14	28	6	18	46
ス ポ ー ツ 科 学 研 究 科	ス ポ ツ 科 学 専 攻	10	20	—	—	20
合	計	34	68	8	24	92

は、修業年限を大学院に3年（修士課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程におけ

る2年の在学期間を含む）として、学長がこれを決定することかできる。

- 4 博士後期課程には5年を超えて在学することはできない。
- 5 第20条及び第21条の規定により入学した者の修業年限及び在学年限については、学長がこれを決定する。
- 6 第22条の規定により編入学した者の修業年限は2年とする。ただし、優れた研究業績を上げたと認められる者については、修業年限を1年として、学長がこれを決定することかできる。

第2章 運営組織

(研究科長)

第11条 各研究科に研究科長を置く。

- 2 研究科長は、研究科に関する事項をつかさどり、その研究科を代表する。
- 3 研究科長の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。
- 4 研究科長が欠けたときの後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 研究科長の選考に関する必要な事項は、別に定める。

(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

第12条 大学院は、授業及び研究指導の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

(研究科委員会)

第13条 各研究科に、研究科委員会を置く。

- 2 研究科委員会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。
 - (1) 学生の入学、卒業及び課程の修了
 - (2) 学位の授与
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、研究科委員会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの
- 3 研究科委員会は、前項に規定するもののほか、学長及び研究科長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長及び研究科長の求めに応じ、意見を述べることかできる。
- 4 研究科委員会に関する必要な事項は、別に定める。

第3章 学年、学期及び休業日

(学年)

第14条 学年は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終了する。

(学期)

第15条 学年を次の2学期に分ける。

- (1) 前期 4月1日から 9月20日まで
 - (2) 後期 9月21日から 翌年の3月31日まで
- 2 学長は、必要がある場合は、前項に定める学期の期間を変更することができる。

(休業日)

第16条 休業日を次のように定める。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和28年法律第178号）に定める休日
- (3) 学園創立記念日 11月4日
- (4) 春期休業 3月1日から 4月5日まで

- (5) 夏期休業 8月1日から 9月20日まで
- (6) 冬期休業 12月21日から 翌年の1月7日まで

2 学長は、必要がある場合は、前項に定める休業日を臨時に変更することができる。

3 学長は、第1項に定める休業日以外に、臨時に休業日を定めることができる。

第4章 入学、転入学及び再入学等

(入学の時期)

第17条 入学の時期は、学年の始めとする。ただし、後期の始めに許可することがある。

(入学資格)

第18条 大学院に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

1 修士課程

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 大学評価・学位授与機構により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- (5) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (6) 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (7) 文部科学大臣の指定した者
- (8) 大学に3年以上在学し、大学院において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めた者
- (9) 大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達したもの

2 博士後期課程

- (1) 修士の学位又は専門職学位を有する者
- (2) 外国において、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (4) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (5) 文部科学大臣の指定した者
- (6) 大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者、24歳に達したもの

(出願手続)

第19条 大学院へ入学を志願する者は、入学願書に、所定の入学検定料及び書類を添えて、指定の期日までに出願手続をしなければならない。

2 出願手続に関する必要な事項は、別に定める。

(選考及び合格者の決定)

第20条 前条の入学志願者に対して、研究科ごとに試験その他の方法により選考を行う。

2 前項による選考の結果を受け、学長は合格者を決定し、通知する。

3 選考及び合格者の決定に関する必要な事項は、別に定める。

(入学手続及び入学許可)

第21条 前条により通知を受けた者は、指定の期日までに別に定める書類を提出するとともに、所定の学費を納入し入学手続をしなければならない。

2 学長は、前項の入学手続を完了した者に対して、研究科委員会の意見を聴き、入学を許可する。

(編入学)

第22条 法務博士の学位を有する者で大学院法学研究科博士後期課程に編入学を志願する者があるときは、法学研究科委員会の意見を聴き、学長が博士後期課程2年次への編入学を許可することがある。

2 編入学に関する必要な事項は、別に定める。

(転入学)

第23条 他の大学院の学生で、大学院に転入学を志願する者があるときは、欠員がある場合に限り、研究科委員会の意見を聴き、学長が相当年次に入学を許可することがある。

2 転入学に関する必要な事項は、別に定める。

(再入学)

第24条 第48条の規定により大学院を退学した者又は第51条第1項第3号の規定

により除籍された者で、大学院への再入学を志願する者があるときは、研究科委員会の意見を聴き、学長が相当年次に入学を許可することがある。

2 再入学を出願できる研究科専攻は、原則として退学又は除籍時に所属した研究科専攻とする。

3 再入学に関する必要な事項は、別に定める。

(編入学、転入学及び再入学の入学手続等)

第25条 前3条の規定により入学を志願し、許可された者の入学手続等については、第21条の規定を準用する。

(編入学等における単位の取扱い)

第26条 第22条、第23条及び第24条の規定により入学を許可された者の既に履修した授業科目及び修得した単位数の取扱い等については、学長がこれを決定する。

2 編入学等の単位の取扱いに関する必要な事項は、別に定める。

第5章 教育課程及び履修方法等

(1年間の授業期間)

第27条 1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

(教育方法及び研究指導)

第28条 大学院の教育は、授業科目の授業及び研究指導によって行うものとする。

2 履修方法に関する必要な事項は、別に定める。

(教育方法の特例)

第29条 大学院設置基準第14条特例の実施により、大学院の課程においては、教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業若しくは研究指導を行う等の

適当な方法により教育を行うことができる。

(授業科目及び単位数)

第30条 研究科の各専攻の授業科目及び単位数は、別表第1（法学研究科授業科目及び単位数）、別表第2（工学研究科授業科目及び単位数）、別表第3（スポーツ科学研究科授業科目及び単位数）及び別に定める教職課程のとおりとする。

(教職課程)

第31条 修士課程において、教育職員免許状の取得を希望する者は、教職課程の中から、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）及び同法施行規則（昭和29年文部省令第26号）に定める授業科目及び単位数を取得しなければならない。

2 教職課程に関する必要な事項は、別に定める。

(履修)

第32条 学生は、定められた授業科目の中から、各学期に履修する授業科目をあらかじめ申告しなければならない。

2 履修に関する必要な事項は、別に定める。

(修得単位)

第33条 修士課程においては、その在学期間中に所要の授業科目を30単位以上修得するほか、必要な研究指導を受けなければならない。

(単位計算の基準)

第34条 授業科目の授業は、15週にわたる期間を単位として行うものとする。ただし、教育上特別の必要があると認められる場合はこの限りではない。

2 単位は授業科目の種類により、その計算基準を次の各号のとおりとする。

(1) 講義については、15時間の講義をもって1単位とする。

(2) 演習については、30時間の演習をもって1単位とする。

(3) 実験及び実習については、45時間の実験及び実習をもって1単位とする。

(4) 講義と演習、実験又は実習を併用して行う授業においては、講義を15時間、演習、実験又は実習を30時間をもって1単位とし、講義の時間を15時間で除した値と、演習、実験又は実習の時間を30時間で除した値の合計で与えられる単位数が1であることををもって1単位とする。

(成績評価基準等の明示)

第35条 大学院は、学生に対して、授業及び研究指導の方法内容並びに1年間の授業及び研究指導の計画をあらかじめ明示するものとする。

2 大学院は、学修の成果及び学位論文に係る評価並びに修了の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するために、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準に従って適切に行うものとする。

3 成績評価基準等に関する必要な事項は、別に定める。

(単位授与及び修得認定)

第36条 修士課程においては、授業科目の履修単位は、試験又は研究報告により合格した者に単位を授与するものとする。

2 博士後期課程においては、法学研究科は研究指導、工学研究科は特別演習及び特別研究について、試験又は研究報告により合格した者に単位の授与又は修得認定するものとする。

3 前2項の認定は、学期末又は学年末に行う。

(他大学院における授業科目の履修等)

第37条 教育上有益と認めるときは、他の大学院又は大学院以外の教育施設等の授業科目を履修させることができる。

2 前項の規定により他大学院における授業科目を履修し、修得した単位については、学長が10単位を超えない範囲で修了の要件となる単位として認定することができる。

3 単位の認定に関する必要な事項は、別に定める。

(学位論文及び最終試験)

第38条 修士課程においては、修士論文は、所定の単位を修得してから提出するものとする。最終試験は、所定の単位を修得した者で、修士論文の審査に合格した者に対して行う。

2 博士後期課程においては、博士論文は、法学研究科は研究指導で所定の単位を修得し、工学研究科は特別演習及び特別研究で修得認定を受けてから提出するものとする。最終試験は、博士論文の審査に合格した者に対して行う。

第6章 課程の修了要件及び学位の授与

(修士課程の修了要件)

第39条 修士課程の修了要件は、第10条の規定による修学年限以上在学し、専攻科目について必修を含む30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、各修士課程の目的に応じ修士論文又は特定の課題についての研究成果の審査及び最終試験に合格しなければならない。

2 前項の修了要件を満たした者に対して、研究科委員会の意見を聴き、学長が修了を認定する。

(博士後期課程の修了要件)

第40条 博士後期課程の修了要件は、第10条の規定による修学年限以上在学し、法学研究科は単位制による授業を行い、博士後期課程を通じて学生の指導教授（主）が所属する研究分野で、研究指導を必修とし、12単位を修得したうえ、大学院が行う博士論文の審査及び最終試験に合格しなければならない。工学研究科は必修として開設される特別演習及び特別研究の12単位を修得し、博士後期課程を通じて指導教授（主）に必要な研究指導を受けたうえで、大学院が行う博士論文の審査及び最終試験に合格しなければならない。

2 第22条の規定により編入学した者の修了要件は、第10条の規定による修業年限以上在学し、必要な研究指導を受けたうえ、大学院が行う博士論文の審査及び最終試験に合格しなければならない。

3 前2項の修了要件を満たした者に対して、研究科委員会の意見を聴き、学長が修了を認定する。

(学位の授与)

第41条 大学院修士課程を修了した者に対し、研究科委員会の意見を聴き、学長は、「修士（法学）」、「修士（工学）」又は「修士（スポーツ科学）」の学位を授与する。

2 大学院博士後期課程を修了した者に対し、研究科委員会の意見を聴き、学長は、「博士（法学）」又は「博士（工学）」の学位を授与する。

(論文提出による博士の学位)

第42条 前条第2項に定めるものの他、大学院の博士の課程を経ずして博士の学位を得ようとする者は、学位論文を提出して、審査を請求することができる。

2 大学院の行う博士論文の審査及び試験に合格し、かつ、大学院の博士後期課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認された者には、研究科委員会の意見を聴き、学長が博士の学位を授与す

る。

(学位規程)

第43条 学位及び学位の授与については、大学院学則の他、別に定める桐蔭横浜大学学位規程による。

第7章 休学、復学、退学、転学及び留学

(休学)

第44条 病気その他特別な理由により引続き2か月以上修学することができない者は、休学願にその理由を証明する書類を添えて提出したうえで、学長の許可を得て休学することができる。

2 疾病のため修学が不適当と認められた者に対しては、学長は休学を命ずることができる。

3 休学期間は、修士課程及び博士後期課程においては、通算して2年を超えることができない。

4 休学期間は、在学期間に算入しない。

5 休学に関する必要な事項は、別に定める。

(復学)

第45条 休学期間中にその理由が消滅したときは、復学願を提出し、学長の許可を得て復学することができる。

2 復学に関する必要な事項は、別に定める。

(転学)

第46条 大学院の学生で、他の大学の大学院へ転学を志願する者があるときは、学長がこれを許可することがある。

2 転学に関する必要な事項は、別に定める。

(留学)

第47条 大学院の学生が、外国の大学院で修学することを志願する者があるときは、学長がこれを許可することがある。

2 留学に関する必要な事項は、別に定める。

(退学)

第48条 疾病その他やむを得ない理由により退学しようとする者は、その事由を記載した退学願を提出し、学長の許可を得なければならない。

2 退学に関する必要な事項は、別に定める。

第8章 賞罰及び除籍

(表彰)

第49条 大学院の学生として特に善行のあった者に対して、学長が表彰を行うことがある。

2 大学院在学中、成績、人物共に秀でた者に対して、修了時に学長が表彰を行うことがある。

3 表彰に関する必要な事項は、別に定める。

(懲戒)

第50条 大学院の学生が、大学院の規則に違反し、その他学生の本分に反する行為をした場合には、学長がこれを懲戒する。

2 懲戒は、戒告、停学及び退学とする。

3 前項の退学は、次の各号の一に該当する者に対して行う。

(1) 性行不良で改善の見込みがない者

- (2) 学業を怠り成業の見込みがない者
- (3) 正当な理由なくして出席常でない者
- (4) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者
- 4 停学期間は、原則として在学年数に算入しない。
- 5 懲戒に関する必要な事項は、別に定める。

(除籍)

第51条 次の各号の一に該当する者は、学長がこれを除籍する。

- (1) 第10条に規定する在学年限を超えた者
 - (2) 第44条第3項に規定する休学期間を超えてなお修学できない者
 - (3) 授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
 - (4) 死亡又は行方不明の者
- 2 除籍に関する必要な事項は、別に定める。

第9章 学費及び奨学制度

(入学検定料及び学費等)

第52条 大学院に入学を志願する者は、第19条の規定により入学検定料を支払わなければならない。

- 2 第20条により通知を受けた者は、所定の入学金、授業料、施設設備費及び実験実習費等（以下「学費等」という。）を指定の期日までに支払わなければならない。
- 3 大学院の学生は、所定の学費等を指定の期日までに支払わなければならない。
- 4 休学中の学生並びに科目等履修生及び研究生（以下「科目等履修生等」という。）は、所定の学費等を指定の期日までに支払わなければならない。
- 5 入学検定料及び学費等に関する必要な事項は、別に定める。

(学費等の猶予)

第53条 経済的理由により学費の納付が困難であり、学業優秀と認められる場合又はその他やむを得ない事情があると認められる場合は、授業料の全部又は一部の徴収を猶予することがある。

- 2 学費等の猶予に関する必要な事項は、別に定める。

(奨学)

第54条 経済的理由によって修学が困難な者及び特に学力又は各種能力が優れている者には、奨学の方法を講じることができる。

- 2 奨学の方法は、学費の減免及び給付とする。
- 3 奨学に関する必要な事項は、別に定める。

第10章 外国人留学生及び科目等履修生等

(外国人留学生)

第55条 日本国籍を有さない者で、大学院において教育を受ける目的をもって入国し、大学院に入学を志願する者があるときは、大学院の教育に支障のない場合に限り、選考のうえ、研究科委員会の意見を聴き、学長が外国人留学生として入学を許可することがある。

- 2 外国人留学生に関する必要な事項は、別に定める。

(科目等履修生)

第56条 大学院において、特定の授業科目等の履修を志願する者があるときは、大学院の教育研究に

支障のない場合に限り、研究科委員会の意見を聴き、学長がこれを許可することがある。

2 科目等履修生が履修した授業科目等について、試験に合格したときは所定の単位を与えることができる。

3 科目等履修生に関する必要な事項は、別に定める。

(研究生)

第57条 大学院において、特定の専門事項について研究することを志願する者があるときは、大学院の教育研究に支障のない場合に限り、研究科委員会の意見を聴き、学長がこれを許可することがある。

2 研究生に関する必要な事項は、別に定める。

(科目等履修生等の取扱い)

第58条 科目等履修生等は、大学院学則及びその他の諸規則を遵守しなければならない。

附 則

この学則は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成9年9月18日から施行する。

附 則

この学則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成11年7月15日から施行する。

附 則

この学則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成12年9月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 23 年 9 月 17 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 24 年 3 月 24 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 27 年 5 月 23 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、令和 3 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表第1 法学研究科授業科目及び単位数

1 修士課程

区分	授業科目	単位
必修	研究指導Ⅰ	2
	研究指導Ⅱ	2
	研究指導Ⅲ	2
	研究指導Ⅳ	2
基幹科目	憲法Ⅰ	2
	憲法Ⅱ	2
	憲法Ⅲ	2
	憲法Ⅳ	2
	民法Ⅰ	2
	民法Ⅱ	2
	民法Ⅲ	2
	民法Ⅳ	2
	刑法Ⅰ	2
	刑法Ⅱ	2
	刑法Ⅲ	2
	刑法Ⅳ	2
	外国法Ⅰ	2
	外国法Ⅱ	2
	外国法Ⅲ	2
	外国法Ⅳ	2
	租税法Ⅰ	2
	租税法Ⅱ	2
	租税法Ⅲ	2
	租税法Ⅳ	2
	財務会計論Ⅰ	2
	財務会計論Ⅱ	2
	財務会計論Ⅲ	2
	財務会計論Ⅳ	2
	現代政治行政論Ⅰ	2
	現代政治行政論Ⅱ	2
	現代政治行政論Ⅲ	2
	現代政治行政論Ⅳ	2

区分	授業科目	単位
領域科目	現代経済事情Ⅰ	2
	現代経済事情Ⅱ	2
	現代経済事情Ⅲ	2
	現代経済事情Ⅳ	2
	基礎法学Ⅰ	2
	基礎法学Ⅱ	2
	基礎法学Ⅲ	2
	基礎法学Ⅳ	2
	公法学Ⅰ	2
	公法学Ⅱ	2
	公法学Ⅲ	2
	公法学Ⅳ	2
	民事法学Ⅰ	2
	民事法学Ⅱ	2
	民事法学Ⅲ	2
	民事法学Ⅳ	2
	刑事法学Ⅰ	2
	刑事法学Ⅱ	2
	刑事法学Ⅲ	2
	刑事法学Ⅳ	2
	民事手続法学Ⅰ	2
	民事手続法学Ⅱ	2
	刑事手続法学Ⅰ	2
	刑事手続法学Ⅱ	2
	政治学Ⅰ	2
	政治学Ⅱ	2
	政治学Ⅲ	2
	政治学Ⅳ	2
特別科目	法学概論Ⅰ	2
	法学概論Ⅱ	2
	法学総合演習Ⅰ	2
	法学総合演習Ⅱ	2
	法情報学Ⅰ	2

区分	授業科目	単位
特別科目	法 情 報 学 II	2
	労 働 関 係 法 I	2
	労 働 関 係 法 II	2
	知 的 財 産 法 I	2
	知 的 財 産 法 II	2
	経 済 法 I	2
	経 済 法 II	2
	国 際 関 係 法 I	2
	国 際 関 係 法 II	2
	政 治 思 想 史 I	2
	政 治 思 想 史 II	2

2 博士後期課程

区分	授業科目	単位
必修	研 究 指 導 I	2
	研 究 指 導 II	2
	研 究 指 導 III	2
	研 究 指 導 IV	2
	研 究 指 導 V	2
	研 究 指 導 VI	2

別表第2 工学研究科授業科目及び単位数

1 修士課程

専攻	研究分野	授業科目	単位
医用工学専攻	医用工学	医用電子機器特論	2
		医用材料力学特論	2
		医療知識情報処理特論	2
		音響計測特論	2
		医療データ解析特論	2
		解剖生理学特論	2
		臨床医学特論	2
		生体機能代行装置学特論	2
		生体計測装置学特論	2
		医用治療機器工学特論	2
		医用機器安全管理特論	2
		薬剤学特論	2
		医用超音波工学特論	2
		遺伝子工学特論	2
		バイオインフォマティクスI	2
		バイオインフォマティクスII	2
		細胞医学特論	2
		病理学特論	2
		薬理学特論	2
		生物化学特論	2
		臨床免疫学特論	2
		分子生物学特論	2
		発生工学特論	2
	生体機能分子工学	機能分子工学特論I	2
		機能分子工学特論II	2
		生物物理化学特論	2
		生物量子科学特論	2

専攻	研究分野	授業科目	単位
医用工学専攻		生体電気化学特論	2
		バイオエレクトロニクス特論	2
		生体分子機械特論	2
	分野共通	技術英語特論I	2
		技術英語特論II	2
		健康スポーツ演習III	2
		英語プレゼンテーションI	2
		英語プレゼンテーションII	2
		医用統計学特論	2
		医用物理学特論	2
		基礎情報処理特論	2
		信号処理特論	2
		医療経営特論	2
		医用工学フロンティア特論A	2
	実験・演習・特別研究	特別実験I	1
		特別実験II	1
		特別演習I	1
		特別演習II	1
		特別演習III	1
		特別演習IV	1
		特別研究I	4
		特別研究II	4

備考：学則第3条及び第30条に該当した学生は、第1年次までに修得単位30単位以上の履修及び研究指導を受けることができる。

2 博士後期課程

専攻	授業科目	単位
医用工学専攻	特 別 演 習 I	2
	特 別 演 習 II	2
	特 別 演 習 III	2

専攻 専攻	授業科目	単位
医用工学専攻	特 別 研 究 I	2
	特 別 研 究 II	2
	特 別 研 究 III	2

別表第3 スポーツ科学研究科授業科目及び単位数

1 修士課程

専攻	科目 区分		授業科目	単位
スポーツ科学専攻	共通科目		スポーツ科学特論	2
			特別研究演習Ⅰ	2
			特別研究演習Ⅱ	2
			スポーツ教育サポート演習	2
	展開科目	スポーツ 健康科学 領域	健康科学特論	2
			運動生理学・生化学特論	2
			スポーツ医学（外科）（特論）	2
			スポーツ栄養学特論	2
			健康・スポーツ工学特論	2
			バイオメカニクス特論	2
		スポーツ 文化 科学領 域	トレーニング・運動処方学特論	2
			スポーツ理学療法学特論	2
			スポーツコーチ学特論	2
			スポーツ情報学特論	2
			障害者スポーツ医科学特論	2
			ヘルスケア特論	2
			スポーツ医学（内科）特論	2
			ヘルスデザイン特論	2
			体育科教育学特論	2
			保健科教育学特論	2
			身体とメディア特論	2
			スポーツ心理学特論	2

区分			授業科目	単位
スポーツ科学専攻	展開科目	スポーツ文化科学領域	生涯スポーツ特論	2
			スポーツ政策学特論	2
			スポーツ社会学特論	2
			スポーツマネジメント学特論	2
			スポーツ文化人類学特論	2
			身体と文化特論	2
			スポーツ法学特論	2
			スポーツ哲学特論	2
			スポーツ行政学特論	2
			対人関係心理学特論	2
			学習指導特論	2
	演習科目	共通領域	学校スポーツ演習Ⅰ	2
			学校スポーツ演習Ⅱ	2
		スポーツ健康科学領域	スポーツ健康科学演習Ⅰ	2
			スポーツ健康科学演習Ⅱ	2
			スポーツ健康科学演習Ⅲ	2
			スポーツ健康科学演習Ⅳ	2
			スポーツ文化科学演習Ⅰ	2
		スポーツ文化科学領域	スポーツ文化科学演習Ⅱ	2
			スポーツ文化科学演習Ⅲ	2
			スポーツ文化科学演習Ⅳ	2
		研究指導		